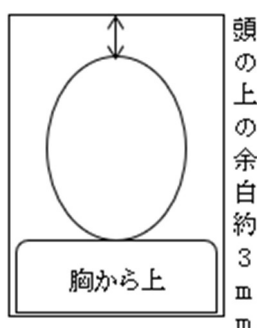


## 顔写真について

1 顔写真については、次の事項のとおり撮影し技能講習再交付申込書へ貼付してください。

- (1)寸法は縦 30mm×横 24mm（運転免許証サイズ）
- (2)申込者本人のみを撮影しているもの
- (3)申込前 6 ヶ月以内に撮影されたもの
- (4)上三分身（胸から上）、正面、着衣、無帽、背景無地のもの
- (5)写真専用用紙に印刷されたもの（鮮明で変色の恐れのないもの）

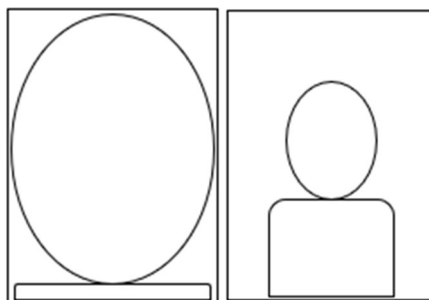
### 【 適当な写真の例 】



2 次のような写真は、撮り直しをお願いする場合がありますのでご了承ください。

- (1)上記 1 の事項を満たしていないもの
- (2)顔が正面を向いていても体が横を向いているもの、視線が正面を向いていないもの
- (3)不鮮明なもの、写真の品質に乱れがあるもの、画像処理がなされているもの
- (4)変色や傷があるもの
- (5)服、サングラス、ヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- (6)平常の表情と著しく異なるもの、カラーコンタクトの着用等により平常の顔貌と異なるもの

### 【 不適当な写真の例 】



↑大きすぎる    ↑小さすぎる